

制度

「国の教育ローン」の
ご案内

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

■ご利用いただける方

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、扶養する子どもの人数が1人の場合は、給与所得が790万円以内（事業所得者は590万円以内）の方。

なお、子どもの人数に応じて給与所得額（事業所得額）の制限が引き

上げられます。詳しくは、お問い合わせください。

■融資金額

学生・生徒1人につき300万円以内

■利率

年2.5%（平成21年10月15日現在）

■問合せ

「国の教育ローン」コールセンター

☎0570・008656

（ナビダイヤル）

※ナビダイヤルがご利用いただけない場合

☎03（5321）8656

日本政策金融公庫旭川支店国民生活事業

☎0166（23）5241



人権擁護委員が委嘱されました

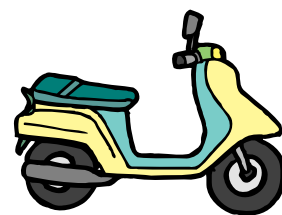
本町の人権擁護委員の山口勲さんが任期満了となりましたが、引き続き10月1日付けをもって、法務大臣から委嘱され、廣瀬町長より委嘱状が伝達されました。

人権擁護委員は、地域住民の日常生活に接し、人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害がおきないよう監視し、人権を擁護していく考えから設けられています。

税務係からののお知らせ

□軽自動車税についてのお知らせ□

原動機付自転車や小型特殊自動車を廃車、譲渡等で所有しなくなった時や、町外に転出される時は、住民課税務係で手続きが必要です。手続きをしなかった場合は軽自動車税が課税され続けることとなります。手続きの際、ナンバープレートを返還していただきますが、廃棄や盗難等で無くしてしまった場合は理由書を記入していただきます。※軽自動車・二輪小型自動車の手続きは各所轄陸運局の担当機関やディーラー・代行業者にて行ってください。



□固定資産税についてのお知らせ□

町内に建物を所有している方で、その建物を取り壊し等により滅失したときは届出が必要です。この届出を提出いただき、税務係が現地等を確認しましたら建物を滅失した年の翌年から、その建物の固定資産税が課税されなくなります（滅失登記をされた方は届出をする必要はありません）。

また、建物を新築・増改築したとき、または年内にその予定があるときも、ご面倒でも住民課税務係までご連絡ください。



問合せ 住民課税務係 ☎2-2345（内線115・116）

年金

年末調整や確定申告には 『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』を！

役場住民課住民係 電話 2・2345（内線114）

▼国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

▼毎年11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（ハガキ）が社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年

金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

▼2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

▼国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告

してください。この場合、ご家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も、申告する方の申告書に添付等する必要があります。

お問い合わせは、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

■社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp>

退職（失業）による

特例免除制度をご利用ください！

厚生年金に加入していた方が退職（失業）されると、国民年金の第一号被保険者になるための手続きをし、保険料を納めることになりませんが、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請により保険料を免除される制度があります。特例免除は、本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないときがあります。

失業や倒産などが原因で所得が無くなったことにより、保険料が納付できない方は、失業していることを確認できる公的機関の証明の

【お詫びと訂正】

先月号の「年金をあきらめないで『カラ期間』はありませんか」上から2段目、左から5行目に誤りがありましたので訂正しお詫び申し上げます。

（誤）同じく受給年齢になる3か月前に送られてきます。

（正）60歳到達月の3か月前に送られてきます。

写し（雇用保険受給資格者証、離職票など）が必要となります。なお、配偶者、世帯主が退職された場合もこの特例免除制度の対象となります。詳しくは、役場住民課住民係にお問い合わせください。

